

受験資格コード（兼現職種コード）別表 1... 国家資格等に基づく業務に従事する者

（「国家資格等コード」を兼ねる。）

コード	区分	根拠法令
101	医師	医師法
102	歯科医師	歯科医師法
103	薬剤師	薬剤師法
104	保健師	保健師助産師看護師法
105	助産師	保健師助産師看護師法
106	看護師	保健師助産師看護師法
107	准看護師	保健師助産師看護師法
108	理学療法士	理学療法士及び作業療法士法
109	作業療法士	理学療法士及び作業療法士法
110	社会福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
111	介護福祉士	社会福祉士及び介護福祉士法
112	視能訓練士	視能訓練士法
113	義肢装具士	義肢装具士法
114	歯科衛生士	歯科衛生士法
115	言語聴覚士	言語聴覚士法
116	あん摩マッサージ指圧師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
117	はり師、きゆう師	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律
118	柔道整復師	柔道整復師法
119	栄養士（管理栄養士含む）	栄養士法
120	精神保健福祉士	精神保健福祉士法

① 算入できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。

② 業務については、要援護者に対する直接的な対人援助業務が、当該資格の本来業務として明確に位置づけられていることが必要です。 *上記の国家資格等を有していても、要援護者に対する直接的な対人援助ではない教育業務、研究業務、営業、事務等を行っている期間は、実務経験には含まれません。